

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		墓所の使用許可
根拠法令及び条項		新座市営墓園条例第14条
所管部課係名		市民生活部環境課環境保全係
審 査	関係条項	新座市営墓園条例第15条、第16条、第17条及び第18条並びに市営墓園規則第3条から第9条
	基準 (未設定の場合はその理由)	申込資格である、3年以上本市の住民基本台帳に記録されている者で祭祀を主宰する者である旨、及び現に焼骨を所持していることの証明として、火葬許可証の原本を提示させ書類審査する。
基 準	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	許可の決定は、書類審査のみによるものではなく、書類審査後抽選により決定するため、決定までの日数を要することから、標準処理期間は設定しない。
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成23年2月1日最終変更)